令和８年第３回立科町議会定例会会議録

１．招集年月日　令和８年９月９日（水曜）

１．招集の場所　立科町議会議場

１．開会　　午前１０時　宣告

１．応招議員

１番　秦野　仁美	２番　宮坂　幸夫	３番　小野沢常裕
４番　今井　健児	５番　芝間　教男	６番　中村　茂弘
７番　森澤　文王	８番　村田　桂子	９番　榎本　真弓
１０番　今井　　清	１１番　村松　浩喜	１２番　今井　英昭

１．不応招議員　な　し

１．出席議員　　１２名

１．欠席議員　　な　し

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長　両角正芳　　副町長　小平春幸　　教育長　塩澤勝巳

総務課長　竹重和明　　町民課長　荻原義行　　企画課長　市川　偉

教育次長　羽田徹也　　建設環境課長　羽場雅敏

産業振興課長　篠原英男　　会計管理者　櫻井千佳

庶務係長　市川　理

１．本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長　田口　仁　　書記　伊藤百合子

散会　　午前１１時３５分

（午前10時00分　開議）

議長（今井英昭君）　おはようございます。現在までの出席議員は12名であります。定足数を超えておりますので、直ちに本日９月９日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第１　一般質問

議長（今井英昭君）　日程第１　一般質問を行います。

初めに、通告順６番、**８番、村田桂子議員**の発言を許します。

件名は、**１．「子育てするなら立科町で」と言われるには。**

２．介護保険事業について

３．自衛隊への名簿提供についてです。

質問席から願います。

〈８番　村田　桂子君　質問席〉

８番（村田桂子君）　おはようございます。一般質問２日目、トップバッターでございます。私は、議長のおっしゃったとおり３点です。

まず１点目からいきます。「子育てするなら立科町で」と言われるには、というタイトルで、議会は商工会青年部との意見交換会を７月３日、昨年に続いて行いまして、活発な意見交換を行いました。

テーマごとに４グループに分かれての意見交換でしたが、今回、私は、「子育てするなら立科町で」と言われるにはのグループで出された意見を基に質問いたします。

まず、町長の子育て支援についての基本的な考え方をお伺いいたします。

議長（今井英昭君）　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長　両角　正芳君　登壇〉

町長（両角正芳君）　おはようございます。それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

町における子育て支援策の基本的な考え方についてでありますが、町では時代を担うかけがえのない子どもたちが、豊かな自然環境と温かな地域社会の中で、健やかに、そして笑顔あふれる成長を遂げられるよう、環境を整えることは、町政運営における重要な課題であると認識をしております。

町の子育て支援におきましては、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを基本理念に掲げております。この理念の具現化に向け、施策を推進して邁進しているところであります。

町の総合計画の重点目標である、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実の実施に向けて、子育て世代包括支援センターを中心に、保健師等の専門職を全ての妊産婦や子育て世帯に寄り添い、個々の状況に応じたきめ細やかな相談支援と必要なサービスへの確実な接続を行っております。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化が懸念される中において、行政の支援だけでなく地域住民の皆様の温かい支え合いの力を生かし、地域全体で子育て家庭を包み込む地域共生社会の実現を目指しております。

町の主な子育て施策としましては、出産祝い金、保育料の負担軽減及び衣食費の無償化、学校給食費の無償化、高校生までの子どもの医療費の無償化、学校通学かばんの補助、立科町検定料助成交付事業、移住・定住の補助金等の様々な支援を行い、子育て世帯への経済的不安を和らげるとともに、変化する保育・教育ニーズや多様な働き方に柔軟に対応できる環境づくりに努めております。

少子化という大きな課題に直面する中、子育て世代に選ばれる町、そして立科町で子育てをしてよかったと実感していただける町を目指すことが何よりも重要であると私は考えております。

以上であります。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　町長から基本的なお考えを伺いました。その中で、選ばれる町とか実感ができる町という言葉がありました。それを具体的にお伺いしますけれど、やっぱり「子育てするならこの町で」と言われるようにするためには、自分たちの意見が施策に反映できてこの町の住民であることが実感できる、みんなでこの町をつくっていく、こういうことが実感できるということが大変重要かと思います。

それで、まず具体的に挙げました風の子広場のリニューアルについて、住民の意見・要望が酌み取られたのか、この基本的なことについてお伺いします。

議会から、この間の商工会との意見交換の中で、最近の町の動向報告をいたしました。そこに風の子広場のリニューアル工事、予算が通ってパブリックコメントが行われたということを報告しますと、パブリックコメントが行われているということを知らなかった。知っていれば意見を言ったのにという発言がありまして、大変残念がっていました。パブリックコメントも僅か４人で、そのうち３人が議員であったこと、残りの１人も議員が働きかけて出していただいた人であることが分かっています。つまり、一般住民の方たちは全くパブリックコメントには寄せてなかったという事実があります。

私は、予算審議の折にも、児童館・保育園・小学生など、公園を利用する当事者の声を聞いて公園のリニューアルに反映をしてほしいことを繰り返し訴えてきたつもりです。

そこで質問します。１点目、どのように住民の意見・要望を酌み取る努力をしたの

か、経過も併せてお知らせください。そして、パブリックコメントの周知はどのようにされていたのか、十分だったと考えるのかお答えください。

議長（今井英昭君）　羽田教育次長。

教育次長（羽田徹也君）　１つ目のご質問についてお答えいたします。

風の子広場のリニューアルに関するパブリックコメントにつきましては、５月11日から29日までの間、たてしなびと町のホームページにて意見募集を実施しました。パブリックコメントにつきましては、４件の意見が出されました。また、児童の意見につきましては、７月８日と23日の２日間、児童館及び風の子広場利用者より、職員が聞き取りを行っております。これらの意見につきましては、プロポーザルによる業者選定の際に参考とするように通知をしております。

パブリックコメント等では、様々な遊具を希望する意見が出されておりましたが、今回選定をいたしました遊具については、複合的な大型遊具の建設を予定しております。遊具の総アイテム数は65個に上り、また幼児期から使用できるインクルーシブデザインの遊具、夏季の日差しを避けるシェルターの確保、加えて健康器具等のアイテムも予定しております。また、一番には公園の中心となるシンボルタワーの建設を予定しております。

これらにより、住民や児童の皆様から出された意見につきましては、十分に網羅した遊具になると考えております。

２つ目のご質問の周知につきましては、たてしなびを利用することで町内全域の住民の皆様への周知を行い、またホームページでは、たてしなびを見れない方への周知も行っておりますので、適正に実施していると考えております。

以上です。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　先日の議会全協にもそのイメージ図が示されましたけれど、大変楽しそうだなということで期待を持てますが、私がここで問題にしたいのは、つまりそういうふうな大きな事業をやるときに、当事者にしっかり意見を聞き取るという姿勢が大事ではないかと。特に、パブコメなんかは、ホームページ上にあってもなかなかそれ探すのも私も苦労しましたし、そのことが、やりますよということがちゃんと伝わっていないと見ようという気にはならないものですよね。やっぱり子育て世代の皆さんにしっかり周知をして意見を聞くという姿勢、デジタル機器上ではなくて、じかに顔を見て話を聞くというようなことの姿勢が弱いのではないかなということで、私もこれ出したわけです。

結果的に、どんな意見が出たのかと、あるいはパブリックコメントでどんな意見が出たのか、あるいは児童館や利用者の人からどのような意見があったのかということは、議会には報告されていませんよね。プロポーザルには伝えたとおっしゃいましたけれども、やはりどんな意見が出てどのような形で反映されるのかということは、私

はちゃんとお知らせをしていただくべきだと思いますが、この点についていかがでしょうか。

それから、パブリックコメントの周知は十分だったと、適正だったとおっしゃいますけど、僅か４件という数字をどう評価するかですよ。これはほとんど知られていないと。しかも、その４件のうち３件は議員です。もう一人は議員が、ぜひこの広場について関心のある人なので意見を寄せてくださいとお伝えした人です。まさに子育て世代、真っ最中の皆さんの意見というのは伝わっていないわけですよね。ここが十分だというふうにおっしゃること自体が私は大変問題ではないかと思います。

住民の当事者の声をしっかり聞くというところが大変弱いのではないかと思うんですけれども、ここパブコメなんかの意見が、どのような意見が出たのかということを議会にもきちんと報告するということも併せてお答えください。

議長（今井英昭君）　羽田教育次長。

教育次長（羽田徹也君）　パブリックコメントの意見につきましては、当初よりこちらのほうの意見として集約して、公表の方は行わないということでご説明をしていたところです。

４件という件数、少ないというところもありますが、いわゆるパブリックコメントの中では、大規模な計画等でも数件と、人口規模であるとそういったケースも出てくるかと思います。

ただ、出された意見の中、あと児童から聞き取った意見の中では、こういった遊具が欲しいとかこういったものがいいという意見がありました。そういったものはほぼ網羅できていると。それ期待以上のものができると思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

また、周知のほうの適正というのは、どこまでやってが適正かというところはあります。今、町では、たてしなびを有効活用して行っております。いわゆる今デジタルデバイスになってますので、ホームページというのも正当な手段かと思います。その物を建てるときにはいろんな意見聴取を行っていくんですけれども、皆さんのもらった意見は十分に反映したものができると思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　適正だったと思うかもしれないけれど、私はここは立科町の弱点かなと思っています。結果的に、大変よいものができるであろうということは期待されるんですけれども、しかし、住民の意見を聞いて物事を進めるということは、山の索道もそうですし、遊具もそうですし、公民館もそうです。いずれも大変住民の中に入って、しっかり意見を聞き取って反映をするという姿勢が大変弱いと、このことは指摘をしておきたいと思います。

次に行きます。駄菓子屋の誘致です。以前、同僚議員が同趣旨の質問をしましたが、

今回も住民から同様の要望意見があったので質問します。

意見交換の中で出された意見としては、子どもがお菓子の値段を考え、いろんな組合せを考えて、計算して決めるという体験を通してお金の使い方を身につけるよいチャンスになると、その機会を町の中につくってほしいというもので、また、お店の人とのやり取りの中で、挨拶も含めて、コミュニケーション能力など社会性を身につける第一歩にもなり貴重な機会ではないかと考え、質問します。

子どもの成長にとって重要な役割を果たす駄菓子屋さんの誘致についてのご見解を伺います。

議長（今井英昭君）　羽田教育次長。

教育次長（羽田徹也君）　お答えします。

本町では、かつて駄菓子屋が存在しておりましたが、現在は営業している店舗がない状況です。これは、民間事業者による新規出店は、採算性や人口規模の課題から難しい状況にあると考えられます。また、時代の流れにより、キャッシュレス化が進み電子決済も多くなっているという実情もあります。店員とのやり取りなどのコミュニケーションを図ることも社会性を営むことでは大切と考えるところですが、町として駄菓子屋を誘致することは現在検討はしておりません。

また、長野県内では空き店舗や個人宅で民間事業者やボランティア個人で、子どもだけではなくフォロー者を含めた世代交流となるような居場所としての駄菓子屋を行っている事例もあるようなので、意見を出された商工会青年部とこうした事例も参考に、ご検討いただけたらと思います。

参考までに、たてしな保育園では、駄菓子屋ではありませんが、子どもたちが買物体験をするお店屋さんごっこを年２回実施をしております。町としては、幼児期からできる買物体験の機会の確保について、引き続き実施していきたいと考えております。

以上です。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　駄菓子屋さんに象徴される子どもの居場所ということですよね。それが要望されているんだと思います。先日の「ダーツの旅」でも、子どもたちが「一番いいところはどこ」って言ったら、ツルヤとアオキだと言われて、ショックだったっていうふうに私も思いますけど、子どもたちの居場所として町の施設が選ばれてないという、そういうところがないっていうことの象徴かなというふうに受け止めました。

これについては、商工会にも働きかけていただいて、ぜひそういう子どもたちの体験できるまた居場所もつくれるような何らかの働きかけですね、これについてできないのかどうか、ここをちょっともう一度、担当が違うんでしょうか、お願いしたいと思いますが。

議長（今井英昭君）　羽田教育次長。

教育次長（羽田徹也君）　一般的な駄菓子屋の誘致ということではなくて、こういった居場所

づくりということであれば、担当課というよりは町全体の考えという形になるかと思いますので、また機会あるときに協議をしていきたいかと思います。

以上です。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　子どもたちが安心して滞在できる場所というふうに捉えていただければと思います。

次、３点目、ストリートバスケ・スケボーができる公園設置については、です。

意見交換の中に、町には幼児用や低学年用の公園はあるが、中学・高校生など若者の集まれる施設がない。ぜひつくってほしいとの意見が出ました。

これについては私も、同僚議員も質問したところです。佐久市には佐久交流センターの隣にストリートバスケとスケートボード用の施設があり、自転車で練習する若者も大勢利用していました。当町でも、若者が気軽に集まり利用できる施設が必要ではないかと考え質問します。

ストリートバスケ・スケボーなどの都市型のスポーツ施設の設置についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（今井英昭君）　羽田教育次長。

教育次長（羽田徹也君）　ストリートバスケやスケボーなどのアーバンスポーツができる施設に関しましては、近隣では佐久市や小諸市等に設置されております。

今回、町の風の子広場のリニューアルにつきましては、既存の遊具の更新を計画しており、これからの地形に合わせた実施設計を行っていきましたが、先ほどもご説明したとおり、大型の複合遊具の建設を予定しており、スペース的には既存の公園全体を使用することとなりますので、アーバンスポーツ等の設置につきましては、現時点では予定をしておりません。

以前も答弁しておりますが、当町の運動公園のように、夜間に明かりや人通りがないため、夜間、子どもたちが集まる場所としては、施設選定の場所や管理運営方法などの課題があります。また、都市型のアーバンスポーツは、通年を通して利用ができる比較的温暖な場所に設置されており、当町のように冬期間は積雪や寒さにより、屋外に設置した場合利用できる期間も限られるため、こうした都市型アーバンスポーツといった若者等が集まるような施設につきましては、今後ニーズや設置場所、また当町の現状も考慮し今後検討していきたいかと考えております。

以上です。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　今のところは風の子広場を優先するという話でしたが、ぜひ若者に魅力のあるまちづくりという点ではここが抜けているところだと思います。同時に、懇談会の方も意見が出されたんですけど、雨の日も遊べるところ、予約なしで利用ができるところというところも併せて、ぜひとも検討していただいて、若者の皆さんが魅力

を感じるまちづくり、外に行かなければ遊べない、集まれないという町では、本当に魅力がなくなってしまいますので、ぜひここは必須要件として、先ほど町長は切れ目のない子育てとおっしゃったんですけれど、ここが抜けているというか、弱いところではないかなと思いますので、ここはぜひ総合計画の中にも入れていただいて、検討していただくよう強く求めて終わります。

次に行きます。４点目、正規の保育時間の延長は、についてです。保育園の保育時間は８時から午後４時と聞いたが、多くの職場では勤務時間が５時までであると。なぜ園の保育時間が４時までなのかという声がありました。

まず、当町において、正規の保育時間はどうなっているのか。現在の形、８時から４時までの規定はいつからあるのか、見直さないのか、お伺いします。

また、延長保育の時間というのはどうなっているか、料金は幾らかもお示しください。

議長（今井英昭君）　羽田教育次長。

教育次長（羽田徹也君）　１つ目のご質問の、正規の保育時間についてご説明いたします。

保育時間は大きく２つに分かれており、１つ目が保育標準時間、午前７時半から午後６時半までの11時間と、２番目に保育短時間、午前８時から午後４時までの８時間に分かれております。このため、保育標準時間は６時半までとなりますので、ご質問のありました保育時間の基準が４時までというのは、保育短時間の方となります。標準の保育時間というのは午前７時半から午後６時半までの11時間という形になります。

それで、８時から４時というこの時間の規定につきましては、2015年（平成17年）の４月から……。あっ、すみません。平成27年４月から、保育標準時間、最長11時間と保育短時間最長８時間の区分が導入されました。これは、この時期に行われた子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴い、保護者の就労時間に応じて利用できる上限が保育標準時間、最長11時間までと、保育短時間、最長８時間までの２つに明確に区分されるようになりました。

この保育時間の認定につきましては、保育を必要とする時間に応じ、勤務形態や家庭状況の要件の確認を行いまして、町のほうが認定を行っております。

また、保育標準時間の11時間と保育短時間の８時間につきましては、国が定める基準となりますので、この時間の変更はできませんのでご了解ください。

あと、２つ目のご質問の延長時間につきましては、保育標準時間の方は午後６時半から７時までが延長時間となります。保育短時間の方は午前７時半から８時まで、あと午後４時から７時までが延長時間となります。延長料金は１時間150円となっております。

以上です。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　私も大変不勉強で、11時間の保育時間があることを知りませんでした。

なものですから、懇談会のときにもそのことは申し上げられませんでした。ということは、多くの町民の方は知らないということではないかと思うんですけど、この周知についてはどのようにされているんでしょうか。

議長（今井英昭君）　羽田教育次長。

教育次長（羽田徹也君）　周知につきましては、保育園の入園の説明会のときに、このように保育園の入園の説明会のときに、後ろに標準時間を備えて説明を行っております。全ての方が説明を受けてこの時間は、確認をとれていると思っております。

以上です。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　そうしますと、最初から４時までというふうに思い込んでいる人というのは少ないということですね。説明をちゃんと受けていれば長時間の保育というか、標準時間ですか、６時半までが標準時間の保育も受けることができるというふうに思っているということですよね。

そうすると、住民の人は、私もそうでしたけど、知らなかったわけですけれども、例えばその方の勤務が５時までであれば長時間のほうの、５時までの勤務とすれば５時半までの保育に延長保育を受けることなく変更することができるというふうに考えていいということでしょうか。そういうことをもっと多くの方に知らせれば、自分の勤務形態に合った保育時間を選ぶこともできますし、また６時半まで預かっていただくことになれば、仕事も選び直すこともできるというふうに思うんですけれども、このことについてどうでしょうか。

議長（今井英昭君）　羽田教育次長。

教育次長（羽田徹也君）　この区分の変更につきましては、仕事の勤務内容ですね、パートタイムからフルタイムに変わったとか、そういったケースが考えられます。その際は、また役場の方で協議いたしますので、ご相談いただければと思います。

ただ、家庭の状況にもよります。一概に時間だけではなくて、ご家庭でお子さんが見れる方がいる場合は短い時間になるだろうと。というようなことで、一概に割り切れませんので、まずご相談をいただければと思います。

以上です。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　この問題については、知らなかったということが一番大きいものですから、勤務時間に合わせて延長をするというか、正規の標準時間を選ぶこともできるということをぜひ多くの皆さんに伝えていただきまして、今働き方改革もありますけれど、自分の能力をしっかり発揮できるような、そういう職場を選んでもらえればなと思います。

これについては、私も知らなかったものですから、大いに町民に知らせていきたいというふうに思います。区分の変更はいつでも役場で受け付けるのでご相談を、とい

うことでよろしいですかね。確認をいたしました。

次に行きます。５点目です。高校生への通学支援についてです。青年部の方の声として、佐久市方面は片道200円と大幅に負担軽減が図られたけれども、上田方面は通常の料金で負担が重いと。佐久方面のように支援をしてもらえないのかとの声がありました。もっともな声と考え、質問をします。

度々取り上げていますけれど進展が見られません。負担の公平性という観点で、改めて上田市方面へのバス利用について、高校生への通学支援を行うべきではないかと考え、町の対応を伺います。

議長（今井英昭君）　羽田教育次長。

教育次長（羽田徹也君）　以前にもお答えしておりますが、高校の進学に当たりましては生徒と保護者双方の了解の下、通学環境等を把握し、その対応も検討された中で進学先が選択されているものと認識しております。

また、当町から高校生が通学する高等学校の所在地も、佐久地域、上田地域を中心として広範囲に点在しており、通学の手段や通学の時間帯も様々であります。

高校生の通学支援は、町内に通学する生徒は通学費がかからないため支援の対象にはならないと考えられます。さらには、学生寮や学生の近くにアパートから通う生徒もおり、支援を受けられる生徒と受けられない生徒との不公平感も出てくるかと思われます。

また、佐久市方面へのバスについても、負担軽減と言われますが、町から高校生の通学補助は行っていません。これは公共の交通の料金の違いとなっており、現時点では町のほうとしては高校生の通学の補助は検討しておりません。

以上です。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　今、羽田さんがおっしゃったのは、まさに自己責任論なんですよね。自分で選んだんだからそのくらいの負担は当たり前でしょ、みたいなふうに聞こえるわけですけれども、やっぱりそこの経済的な負担をどう軽くするかというのが行政の仕事ではないかというふうに私は考えますし、また、その立場でこれまで立科町は頑張ってこられたんじゃないかというふうに評価をしております。だから、佐久市との間の協議があって、片道200円で済むようになったわけです。これは大変評価すべきことです。

以前質問したときは、上田市との協定ですよね、上田市との間で何らかの交通通学支援の協定が結べれば、佐久市のように負担軽減ができるというふうに思っておりまして、前も質問しましたけど、この点での進展はどうだったんでしょうか。これは企画課ですか、お願いします。

議長（今井英昭君）　市川企画課長。

企画課長（市川　偉君）　お答えいたします。

佐久市は、議員さんもおっしゃられましたように、委託運行ということで、佐久市市内の料金ということで200円、で、立科町も200円で料金を設定いたしました。

上田市につきましては、現在、ゾーン性運賃というものを導入しておりまして、距離によりまして、上田市内については200円から600円ということになっておりまして、それ以降の立科町の町内については実費をご負担いただいているという形になりますので、今後も協議は進めてまいりますが、佐久市のような定額の料金に設定するのは難しいものと考えております。

以上です。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　ご努力をされていただいているようです。立科町は過疎地域に指定をされまして、過疎債も使えるわけですけれども、昨日の議員の質問でも、基金、普通５％から20％くらいが適正な積立てのところ、38％も積み立てていることが分かりました。行政によっては、基金がほとんどなくて、住民のために使っているという行政もありますよね。

私、議員になりたての頃、議員とはどうなんだ、行政は何かと勉強したときに、「名誉の赤字、不名誉の黒字」という言葉を知りました。つまり、住民のためにしっかり仕事をして赤字になることもあれば、そこそこやって黒字を積み上げるというどちらが正しい――正しいとは言いませんけど、そういう２つの方向があるんだぞということを私一番最初に議員になったときの勉強で知りました。ためておくだけがいいわけではありません。住民のためにしっかり使う、住民のために使ってこそその住民の納めた税金が生きるものだというふうに思っておりますので、その立場で私いつも質問をしているところです。

これについては、上田市との協議が必要になってこようかと思いますが、これについても町長、先ほど子育てに大変、切れ目のない子育てとおっしゃいましたけれども、佐久市のように、高校生の通学費の負担軽減という立場で、広域行政で物を言っていただけないかどうか、これ町長について伺います。町長、お願いします。

議長（今井英昭君）　両角町長。

町長（両角正芳君）　お答えさせていただきます。

今、議員はいわゆる全ての方向から物事を見た質問では私はないというふうに思っています。先ほど来からの担当のほうからも答弁していますように、やはりそこに置かれている立場、それからその高校生のご家庭のやはり意向、こういったものはそれぞれまちまちであります。そのことをそれぞれの皆さんが判断をした中で進めております。また、佐久市と上田市を同等に物事を考えるということはできないと思います。それは互いにやっぱり今ある交通手段、それから交通経路、それから交通に対するいわゆる中での内容の問題も違っていますし、それから必ずしも上田市が立科町のほうにどのような関わりを持っているかという部分でも、上田市と佐久市の関係でも違い

ます。こういったことを考えますと、やはり税の公平性という観点を考えますと、先ほど来、担当から申し上げましたけれども、やはり公平性を保つためには私ども税を今子育て支援に注力することはやぶさかではございませんけれども、そこのところをしっかりと慎重に対応していくということが私どもに課せられた責務だというふうに思っております。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　短く、高校生の通学費用の負担軽減のために頑張りたいとおっしゃっていただければそれでよかったんですけれど、関わりがいろいろ違うとかそんなことを言わないで、同じ立科町の町民なので、同じように負担が軽くなるように、これからも協議を続けたいというふうに言っていただくとよかったなと思います。

次にいきます。６番、子育て支援住宅の増設についてです。

青年部の意見では、安い家賃の住宅はニーズがあり、子育て支援住宅はいっぱいで増設してほしいというものでした。増設の考え方を問います。

子育て支援住宅入居の条件と現状は、入れない人への家賃補助を考えてはどうか。子育ての支援の立場で、町への転入を考えてもらう大きなインセンティブにもなると思うので、ぜひお願いします。増設の考えを伺います。

議長（今井英昭君）　羽場建設環境課長。

建設環境課長（羽場雅敏君）　お答えいたします。

当町では、令和５年度から令和７年度にかけて、立科町移住・定住促進住宅ヴィーナス・ラーチたてしなを整備いたしましたので、子育て世代を含めた住宅需要への対応は図られているものと認識いたしております。

したがいまして、当面は現在の町営住宅の稼働状況等を見極めながら、また町民ニーズを関係課と共有しながら、今後における住宅整備に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、条件と現状につきまして申し上げます。

当町には、子育て支援住宅が２か所ございます。所在地は町地区であり、サンコーポ芦田地区８戸とサンコーポ芦田地区南16戸の合計26戸であります。24戸です、失礼しました。合計24戸でございます。

入居条件ですが、20歳未満の子どもがいる世帯で生活環境に困窮していること、税金、町納入金の滞納がないこと、月額10万5,000円以上の収入があること、本住宅に住所を有することができること、暴力団員ではないことなどであります。

入居状況ですが、24戸全てが入居中であります。本住宅に空きが生じた場合は町ホームページ等で入居者募集を行っております。

この３月には２戸の退居者があり、入居者募集を行いましたが、入居希望者、申請者は２名であり、選考や抽せん等を行わず入居いただいている状況であります。

以上です。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　子育て支援住宅がいっぱいだということが分かりました。これについてはまたニーズが増えてくれば考えたいというお答えだったので、それでよしとします。

次の大きな２点目、介護保険事業に行きます。

ハートフルケアたてしなの令和７年度の決算状況が６月議会に報告されました。２年連続の赤字でした。町内の介護事業所は、町民の福祉・介護の拠点で、特に特養ホームなどはここ１か所しかありません。町民に関わる福祉事業に町は責任を持つべきであるとの立場から、さらなる充実に向けて町の姿勢を問います。

町長は、ハートフルケアたてしなの経営状況をどのように捉えているか、そのご認識と、介護事業所に対する支援をどのようにされるのか。経営改善に向けての支援についての基本的な認識を伺います。

議長（今井英昭君）　ただいまの質問に対し答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長　両角　正芳君　登壇〉

町長（両角正芳君）　それでは、お答えをさせていただきます。

介護事業を含め、町が福祉事業を推進していることは言うまでもないところでありますが、責任の所在という観点から申し上げますと、各事業者は、社会福祉法人ですとか、株式会社ＮＰＯ法人といった形態により、それぞれ自立して事業を行っております。社会福祉法人ハートフルケアたてしなとの事業推進協議会におきまして、令和７年度の決算状況について報告を受け、過日の議会全員協議会でご報告したところであります。

内容としましては、稼働しているベッドの空床を少なくするなどの経営努力、コロナ感染症の減少傾向などにより収入は改善しているものの、人件費の上昇や光熱費、燃料費などの高騰により収支状況は厳しく、資金収支の差額は1,000万円強の赤字ということであります。

６月定例会での村松議員の一般質問でもお答えしたところでありますが、行政として、町による何らかの支援ということについては、事業者や関係者などとの意見交換や情報共有を通じて探っていく必要があると感じているところであります。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　今、町長も1,000万円超えの赤字が続いているということになっています。そうしますと、赤字はどのように補填をされているのか、町から譲渡された基金というのは幾らだったのか、また、待機者は何名か、うち、町民はどれほどか、利用できない空きベッド20床の問題が未解決のままですが、なぜ利用できないのか、その理由を明らかにしてください。

議長（今井英昭君）　荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君）　お答えをいたします。

まず、赤字の補填については、法人内部の資金が充てられております。法人設立当初に町から交付された基本金は２億円です。待機者について法人に問合せをいたしましたところ、直近では61名、うち立科町民は43名ということであります。

長期入所のための20床が利用できていない主な要因は人材不足であり、人材の確保に向けて引き続き尽力をするということであります。

以上です。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　主な理由は人材不足だったということでした。

そうすると、ヘルパー確保のための支援策というのが大変重要になってきます。空きベッドがありながら利用できない、入りたくても入れないという状況が続いている。その原因がマンパワー不足だということです。

衆議院の厚生労働委員会なんかでも、賃金をはじめとする処遇改善に資するための施策の在り方について検討を加えて、必要があると認めるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずるべきであるということが決議されています。そうすると、この町でも、事業維持に向けて公費を投入し支援すべき時が来ているのではないかと思います。

前の全員協議会の報告の折にも、ヘルパーの賃金の上乗せとか、何らかの必要なことを協議して手を打っていきたいというふうに担当課長がお答えになりました。ヘルパーの賃金の上乗せあるいは募集事務、研修費用の補助など、やれることがあるのではないかというふうに考えます。

そこで、私は、今日は、民間の事業所であっても既に、公的病院については経営困難を解決するために日赤や医療センターに町はお金を出しています。つまり、自治体が公費で支えているという現実があるわけです。これを福祉・介護の場面にも適用したらどうかというふうに考えます。

紹介をいたしますけれども、長野県の飯島町では、令和５年の４月以降、飯島町に転入して住民基本台帳に記録され、かつ生活の本拠を本町に置く、つまり町内在住者に対して、飯島町福祉施設等従事者移住支援金というものをつくっています。これはどうも県の制度がありまして、市町村が要綱をつくればその２分の１を補助するという制度です。１年、例えば週35時間、８時間労働をやっている人なんかは、１年経過の場合10万、２年、３年、４年もそれぞれ10万、５年目には20万と、合計60万円を支給するというものです。

同様のものが白馬町、白馬村でも行われていました。ここは、保育士さん、白馬保育園というんだそうですけど、ここは保育園と幼稚園の認定こども園なんだそうですが、資格のある人に毎月9,000円を支給して賃金の上乗せを図っていると。また、要綱の中では、移住者に対しても初年度20万、３年目に20万、５年経ったら20万と、60万円を支給するという条例、今この９月の議会にかけるんだそうなんですけれども、

移住してきていただいて保育の現場に携わってもらうようにするということでした。

飯島町では、この対象が福祉施設なもんですから、保育士、看護師、介護支援員、ヘルパーさん、産業療法士と大変幅広い福祉人材に対して同様の制度、支援が受けられるようです。

直接的には、例えば北海道の浦河町では、町内で１つしかない特養ホームの維持のために運営法人に対して３年間で最大4,500万円の赤字補填をしているそうです。立科町が医療施設に対して補助するのと同じですが。北海道の中頓別町も、社会福祉法人の運営から自治体が直接運営する町営に変えたと、大変大胆なことをされました。

つまりは、民間任せではなく、今は公共が支える時代になってきていると。それは、国が介護報酬など診療報酬もそうですが、ずっと切り下げてきた。そこに最大の理由があるんですが、ここを補填するために自治体が努力をしているということです。

これについては担当課長も、法人と相談しながら、必要があればというふうにおっしゃっているので、ぜひこういうことも参考にしていただいて、ぜひとも支援を強めていただきたいと。一日も早く20床が利用できて、必要な町民の方が、施設が利用できるようにすべきだというふうに考えますが、これについてお願いします。

議長（今井英昭君）　荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君）　お答えいたします。

まず、事前にお渡しをいただきました原稿に基づきまして答弁をさせていただきます。

人材の確保につきましては、法人も当然重要視をしているところですが、業界全体として人材不足であることは聞き及んでいるところでありまして、法人も大変苦慮しているということであります。

町からの何がしかの支援ということについては法人とも協議をしておりますが、先日の議会全員協議会の席におきまして、協議をしていく必要性があるというふうには申し上げましたが、人材の募集ですとか賃金の上乗せについてということは申しておりません。具体的なことについて、現時点で方向性が決まっているものはございません。

これについて、なかなかに難しい課題ということで認識をしているところでありますが、今後の様々な可能性を否定するものではありませんが、現時点では何かしかの資金提供といったことについて検討をしているものはございません。

以上です。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　全くしていないので提案をしています。各地域では、ちゃんとやっているよと、もう既に民間任せではやっていかれないから、市町村がちゃんと支援をしているんだよということを例を挙げて申し上げました。ぜひ研究をしていただきたいと思います。

次にいきます。デイサービスセンターやすらぎの閉所についてです。

サービスは今までどおり保障されるのかと住民の中で不安が広がっているんですが、そのことは確認されたんでしょうか。今年の10月から旧徳花苑で行われているやすらぎのデイサービスが廃止されてほほえみに一本化されると利用者に通知されたことから、住民の中から不安の声が届いています。

やすらぎでのサービスが廃止されてほほえみに一本化される状況についてはどんな報告を受けているのか、廃止の背景は何でしょうか。

また、やすらぎには重度の方も利用されていると聞きました。一本化されてお風呂利用がしにくくなったり、利用時間がさらに短くなったりするという不都合は生じないということを町は確認されたのか伺います。

議長（今井英昭君）　荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君）　お答えをいたします。

デイサービスセンターやすらぎをデイサービスセンターほほえみに統合することにした主な理由につきましては、やすらぎ施設の老朽化及び統合することによる運営の効率化という報告を受けております。

利用については、時間帯の調整といったことはあり得るが、サービス内容に変更はないということを確認をしております。

以上です。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　サービス内容に変更はないというふうに課長さんがおっしゃっていただいたので、そのことを住民に伝えます。お風呂時間が短くなって、今でも何か慌ただしくベルトコンベアに乗せられるようにお風呂が終わって、ゆっくり温まる時間がないんだという不満も聞きました。これが、さらに１か所に統合されて利用者が増えると、さらに短くなってしまうんではないかというふうに利用者の方は不安に思うのは当然だと思います。

課長が、サービスに変更はないとおっしゃっていただいたので、そのことを住民の方にきちんと伝えて、安心してくださいというふうに申し上げたいと思います。

また、統合された後、どうですかということも引き続き私は調査をしたいと思っております。

次に行きます。最後です。自衛隊への名簿提供についてです。

高市政権の「軍事国家づくり」は、一段と加速して危険度を増しています。トランプ政権の無法なイラン戦争や手前勝手な発言に対し、全く批判をせず、つき従う高市政権のもとにあっては、自衛隊法の改悪もあって、海外派兵が現実味を増しています。自衛隊への名簿提出は、戦争する国づくりへの加担となると考えます。

これまでもたびたび質問してただしてきましたが、本人の同意なしの個人情報の提供は許されないと、直ちに中止すべきであると。町がこれに加担することになるので、

これは中止すべきだというふうに質問をしてきたところです。町長の見解を伺います。

議長（今井英昭君）　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長　両角　正芳君　登壇〉

町長（両角正芳君）　お答えをさせていただきます。

過去の答弁と重なる部分もございますが、ご容赦をいただきたいと思います。

我が国の防衛や頻発する災害への対応などを考えたとき、自衛隊の重要性は年々高まっていると感じております。

自衛隊の任務は、自衛隊法において、自衛隊は我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ公共の秩序の維持に当たるものとすると定められています。

このほかにも、本年７月の熊本地震や令和６年１月に発生した能登半島地震、令和元年、東日本台風災害などの自然災害に対し、各地において人命救助や生活支援をはじめとする復興支援策、支援等に携わる姿は大変頼もしく感じています。また、自然災害に限らず、新型コロナウイルス対応や鳥インフルエンザ等への対応などの活動にも携わっております。

こうした国防・災害救助等といった国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担うこととなる人材を確保するために、地域の情報を的確に把握でき、かつ多くの窓口を持つ都道府県や市町村がこの事務を担う必要性があるため、自衛隊法に定められているものと認識をしております。

ご質問の自衛隊への名簿情報の提供につきましては、自衛官等の募集のため募集対象となる当該年度において18歳に到達する住民の名簿情報を提供するものであります。この自衛官等の募集事務は、自衛隊法第97条第１項の規定に基づく法定受託事務として市町村がこの事務の一部を行うものであります。また、各市町村長宛てに毎年防衛大臣から、自衛官募集等の推進についての依頼文書が発出されております。この防衛大臣が行う自衛官等募集事務のために住民基本情報を防衛大臣に提供することについては、自衛隊法施行令第120条の規定に基づくものであり、個人情報の保護に関する法律第69条第２項第３号に規定する法令の定める事務及び住民基本台帳法第11条第１項に規定する法令で定める事務に該当することから、当町ではこれらの規定に基づく依頼または請求があったときには、住民基本情報の提供をしているものであります。

以上であります。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　自衛隊法の中には、自衛隊員の広報についての協力ということはありますけれども、個人情報の提供は義務ではありません。ですから、これは石破防衛大臣のときに、「義務ではないので、提供しないと決めれば、それはそれでしようがない

でしょう」という答弁もしっかりあります。

実際に、６割の自治体はやっていますけれども、そうでないところもありますし、情報提供から閲覧に戻した自治体もあるわけです。

さて、この点で立科町も変化があったというふうに聞きました。どうだったでしょうか、今年は。

議長（今井英昭君）　竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君）　お答えいたします。

それでは、本年度の提供の実態ということでお答えさせていただきます。

本年度は令和８年３月27日付で自衛隊法第97条第１項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づく依頼が自衛隊長野地方協力本部長からありました。平成20年４月２日から平成21年４月１日までに生まれた男子及び女子を対象とし、利用目的は自衛官に関する募集事務への利用でありました。

さらに、４月７日付で自衛隊長野地方協力本部から、個人情報提供申請を受け、申請者の職員が名簿を閲覧しております。

なお、対象者は49名でありました。

以上です。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　度々申し上げておきますけれど、自衛隊の隊員たちの活動について、災害復旧などで頑張っていらっしゃることについては依存はないわけですが、しかしその募集業務に対して個人情報を本人の了解なしに提供することは問題ではないかということを申し上げてきたところです。

公益な団体であれば、閲覧は可能だというのが規定になっておりまして、これまでも閲覧がされてきたところです。多くの町民は名簿が提出されていることを知りません。ホームページで除外申請の告知がされているということをまず知らないわけですね。今回は、このホームページでの除外申請というのが一体何名あったでしょうか。

議長（今井英昭君）　竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君）　お答えいたします。

令和６年度から自衛隊に自己の個人情報の提供を望まない方への配慮として、申出により提供する名簿情報から除外する対応をとっております。本人または保護者等代理人から、除外申請を提出していただくことにより、対象名簿から除外するものであります。

町ホームページにおいて、５月１日から６月26日を除外申請の期限として掲載を行ったほか、広報６月号にも記事を掲載し、周知を行い、除外申請を受け付けましたが、申請はありませんでした。

以上です。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員。

８番（村田桂子君）　閲覧の場であっても、個人で望まない人は写してくれるなということは権利としてあるわけですから、この周知の方法が大変足りないかなと思います。それで、今日は、町の個人情報というのは、情報は本人の同意を得て、例えば災害のときの要援護者名簿であっても、本人の同意がなければ名簿に搭載することはできません。それは自分の情報ですから当然だと思いますが、そうすると同じように今回も、閲覧の場合であっても、この人は対象から外してほしいという申出があったということは伝えなくてはいけないんですよね。そういう点では、閲覧であっても改めてホームページ上にきちっとそのことを周知しなくちゃいけないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それが１つと、各地で対象となった青年による訴訟が相次いでいます。内心の自由とか思想信条の自由を侵すものではないかというふうに捉えて裁判になっているわけですけれども、やはり１つは集められた情報が、例えばダイレクトメールなりの勧誘に使われるとして、それが終わった後は個人情報は廃棄されなければいけないと、目的外利用はできませんから。単に活用されないために廃棄をするということが求められるんですがその確認はしているんでしょうか。その２点伺います。

議長（今井英昭君）　竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君）　お答えいたします。

先ほど要援護者名簿という話がありましたが、避難行動要支援者台帳への登録に当たっては、あらかじめ本人の同意を得ております。この台帳には、本人の氏名、住所、生年月日、性別の４要件に加え、電話番号、持病、服薬状況、介護サービスの利用状況などの詳細な個人情報が記載されています。

さらに、家族や地域支援者の氏名、住所、電話番号等も掲載されており、多岐にわたる大量の個人情報が含まれていることから、民生委員や区長・部落長への提出について、本人の同意が必要であると捉えております。

一方、自衛隊へ提供する名簿情報は、本人の氏名、住所、生年月日、性別の４要件のみにとどまります。これは公職選挙法に基づく選挙人名簿、抄本の閲覧など一般的な法令に基づく個人情報の提供と同様であり、法律に基づく適正な情報提供に該当するため、原則として本人の同意は不要と考えております。

それともう一つ、自衛隊が使った後の情報を破棄しているかの確認をしているかということについてお答えいたします。

名簿対象者の個人情報につきましては、管理、処分方法を確認しております。紙媒体は鍵付きの書庫で保管をし、年度末の３月にシュレッダーにより処分をしている。また、ダイレクトメールの作成に使用したデータはその送付終了後速やかにデータを消去しているということで、台帳にも記入はされているという回答をいただいております。

以上です。

議長（今井英昭君）　村田桂子議員、時間になりましたので、自席にお戻りください。

これで、８番、村田桂子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分からです。

（午前11時02分　休憩）

（午前11時10分　再開）

議長（今井英昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告順７番、11番、村松浩喜議員の発言を許します。

件名は　中央公民館等周辺施設整備事業について今後の方針は。です。

質問席から願います。

〈11番　村松　浩喜君　質問席〉

１１番（村松浩喜君）　今回、私は、中央公民館等周辺施設整備事業について今後の方針を伺います。

この事業は、令和７年度に基本構想を策定したものの、次の段階として予定していた基本計画策定等の令和８年度当初予算案を議会が認めなかったため凍結されています。

私は、基本構想に基づく事業に関する予算が盛り込まれた町側の原案に賛成しました。現在もその判断に変わりはありません。つまり、３月定例会の時点において、議会の中で少数派ではありますが、その立場を継続した上での質問になります。

ここで、今年３月に完成した基本構想とはどのようなものであったか、その概要を振り返ります。

まず、整備方針は、既存施設を整理・複合化し、持続可能で合理的な施設整備を推進することです。

次に、整備場所は現在の中央公民館がある敷地です。他の候補地としては、権現山運動公園内、旧千草保育園跡地、立科小学校北側農地がありました。しかし、これら３か所は用地取得に係る問題や新築による高額な建築費用が見込まれるため、比較検討の結果、現在の敷地が最も適していると結論づけています。

そして、整備方法は増改築です。その中身は、老人福祉センターと高齢者生きがいセンターを大規模改修し、図書室などを整備するとともに、新たにステージと客席を備えた多目的ホールなどが入る建物を増築するものです。また、概算事業費は15億円、整備スケジュールは令和11年度に一部供用開始、12年度に全体供用開始となっています。

基本構想の概要は以上ですが、現在はこの構想を策定したところで止まっています。これに基づいて、必要な修正を加えて整理する基本計画の策定やその後の設計には進

めません。これまでの経過をどのように受け止めているか、町長にお尋ねします。

議長（今井英昭君）　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長　両角　正芳君　登壇〉

町長（両角正芳君）　ご質問にお答えをさせていただきます。

中央公民館等周辺施設の整備については、昨年度、基本構想を策定し、本年度は必要な測量や地盤調査を実施した上で、基本計画の策定、基本設計を行い、令和12年度の供用開始を目指し整備を進める計画でおりましたが、３月定例議会において、本年度予定しておりました基本計画策定等に係る一般会計の予算額が、削除する修正案が賛成多数で可決され、基本構想に基づく整備が進められなくなったことは非常に残念な結果でありましたが、議会の判断を真摯に受け止め、事業を一時停止することといたしました。

しかしながら、昨年度策定した基本構想は、中央公民館等周辺施設の老朽化や耐震化の課題を背景として、今後の施設の在り方について、施設の利用及び管理運営団体とのヒアリングにより幅広い視点から検討を行い、基本的な方向性を整理したものでありましたので、私としましては、現時点においても中央公民館等周辺施設整備の基本構想に基づく整備を進めることが最善策であると判断をしております。

以上です。

議長（今井英昭君）　村松浩喜議員。

１１番（村松浩喜君）　議会では、基本計画策定等の予算を認めなかった３月定例会の後、直ちに中央公民館等建設研究会を立ち上げ、これまでに５回の会議を開催しました。また、先進地への視察研修も実施しています。それらの成果として、中央公民館等周辺施設整備に関する提言書を作成し、８月10日に町長へ提出しました。その概要は次の３点です。

１点目は、中央公民館等の建設に当たっては、教育施設、社会教育施設、地域交流施設、防災拠点なども一体的に検討すること。

２点目は、町民の意見を丁寧に集約し、十分な合意形成を図りながら整備を進めること。

３点目は、子どもたちと地域住民が交流できる環境をつくること。

以上ですが、この提言書の内容について町長はどのように思われましたか、お答えください。

議長（今井英昭君）　両角町長。

町長（両角正芳君）　お答えをさせていただきます。

今回策定した基本構想は、中央公民館が建設から57年以上が経過し、老朽化が進むとともに、耐震化が現行の基準に適合しない状況にあることから、令和２年３月に策

定した立科町公共施設個別施設計画に基づき、早期に今後の方向性を決定し、計画的に取り組むこととし、まちづくり創生会議公共施設部会の提言も踏まえ、多世代の住民のつながりを増やすための地域コミュニティの拠点、住民の健康づくり、生きがいづくりの場、図書スペース、学習室等を備えた情報発信と自己啓発の場、当町の自然や文化を伝え育む場、災害時の避難所としての機能向上の５つの基本理念を掲げ、利用団体等とのヒアリングを行い、これまで同様、町の歴史・文化、芸術活動、図書室や学習スペースを備えたコミュニティ、生涯学習の拠点に、老人福祉センターや保健センターの健康・生きがいづくりと災害時の避難所の機能を加え、幅広い年代層の方に愛され親しまれる交流拠点施設の整備を目指し策定をしておりますので、議会からの提言の幾つかの項目については、議論を深めることにより相互の歩み寄りが図れる内容であると感じております。

以上です。

議長（今井英昭君）　村松浩喜議員。

１１番（村松浩喜君）　それでは、次に教育長にお尋ねします。

先ほど申し上げた提言書には、小中学校の在り方も一体的に検討されたいとの記述があります。このことについての見解をお答えください。

議長（今井英昭君）　塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君）　お答え申し上げます。

提言にあるように、少子化が進む人口動態や学校施設の老朽化を踏まえ、今後の学校教育の形態や施設環境をどう整えるのか、教育委員会でも研究をしているところであります。

地域住民との交流は、児童生徒にとって様々なことを学ぶだけでなく、地域を知り、ふるさとへの愛着と誇りを持つとともに、社会性を養うことができるなど有意義なものと認識しており、現在もコミュニティスクールを中心にご協力をいただいており、感謝であります。

ご質問の公民館等周辺施設整備は、小中学校の在り方も一体的に検討されたいについてでありますが、公民館等周辺施設の整備は、耐震性もなく老朽化した公民館をはじめ周辺施設を、社会環境の変化や町民ニーズを踏まえ、教育、文化、福祉・医療、コミュニティなど様々な分野において町民の利便性を考慮し、機能の充実と併せ一体的に整備しようとするものであり、利用者の皆さんへの意見聴取やパブリックコメントを経て進めてきたものであり、先ほど町長が答弁で申し上げましたように、図書室や学習コミュニティスペースなど、多世代が交流できる拠点施設を想定し、利便性などからも考慮した中で構想を策定しており、適切と思料しております。

冒頭で申し上げましたように、少子化と学校施設の老朽化を踏まえ、今後の学校の在り方と施設環境をどのように整備するのか、現在、教育委員会で研究をしており、コミュニティスクールの充実でありますとか住民との交流の場等については、その中

で検討してまいります。

以上です。

議長（今井英昭君）　村松浩喜議員。

１１番（村松浩喜君）　それでは、今お答えいただいたことに関して、関連で教育長に引き続きお尋ねします。

小中学校も現在の建物、老朽化等が進んでおり、また、先ほど教育長がおっしゃいましたような少子化傾向も進んでいるところでございます。

したがいまして、小中学校の建物につきましては、近い将来、増改築あるいは新築なども予想されるわけですけれども、このたびの基本構想にはこれら学校施設に伴う費用についての財政シミュレーションは反映されていますでしょうか。反映されているならば、その内容をお答えください。

議長（今井英昭君）　塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君）　お答え申し上げます。

学校の設備、整備につきましては相応の財源が必要となりますが、国の補助金あるいは有利な補助債、そして現在積み立てております教育施設整備基金を活用して事業を行うことになるというふうに思っております。

このほかにも、町の中ではそれ以外の公民館と周辺整備事業でありますとか、あるいはスキー場整備事業もありますので、これらの事業も併せて行った場合であっても、本定例会の２日目に報告がありましたように、国が示す財政の健全化判断比率の指標に該当するような状況にはならないという試算であります。

議長（今井英昭君）　村松浩喜議員。

１１番（村松浩喜君）　ここからは町長にお尋ねします。

議会からの提言書では、町民参加による合意形成を求めています。この点については、基本構想に賛成している私も、もっと丁寧に進めたほうがよかったのではないかと思っております。その主な理由は次の２点です。

１点目は、町民アンケートを実施したり、基本構想の策定中に町民参加による検討会のような機会を設けていれば、より町民のニーズを反映させた基本構想が策定できたと思われるのです。

２点目は、合計３回開催された町側からの基本構想の説明が第６次総合計画の説明会と同時に行われたため、中央公民館等周辺施設整備の重大さを感じ取ることができなかったのです。

そこで町長にお尋ねします。策定済みの基本構想に基づいて、公民館利用団体や町民有志などによる検討会議を複数回開催するなど、これから町民と話し合う機会を設ける考えはありませんか、お答えください。

議長（今井英昭君）　両角町長。

町長（両角正芳君）　はい、お答えをさせていただきます。

中央公民館等周辺施設整備の基本構想の策定に当たっては、多方面から様々な意見を反映する必要があることから、施設の利用、管理団体とヒアリング及び検討を行い、その検討内容について町民から直接意見を伺う場を設け、３月に町民説明会を開催するとともにパブリックコメントを実施しており、私としては既に町民への説明と意見集約は図られているものと認識しておりますので、次のステージに向け町民の合意形成を進めてまいります。

議長（今井英昭君）　村松浩喜議員。

１１番（村松浩喜君）　利用団体のヒアリングとか行ったという実績はあるんですけれども、ヒアリングを行った後、基本構想が完成されるまで、その間のディスカッションですか、町民との対話、それから今の進捗状況の説明などの機会はなかったかなというふうに思われますので、その点を私は問題視しているところでありました。

私は、町民の文化・芸術活動や生涯学習を推進するために、中央公民館や図書館の存在はとても重要だと考えております。また、それらの施設の建築に当たっては、なるべく建築費用を抑えることが必須条件です。その理由は、中央公民館のような公共施設は営業施設とは異なり利用料収入はほとんど見込めず、建築費用を回収することが極めて難しいからです。

このたびの基本構想には、土地の取得や造成にお金をかけず、使える建物は解体せずに改修して使うという方針があり、健全財政の維持を色濃く反映しています。健全財政を維持することは、立科町が市町村合併することなく自立して存在し続けるために欠かせない条件ですから、強調しておきたいと思います。

さて、それでは町長にお尋ねします。

策定済みの基本構想は、770万円の費用を投じたこともあり、非常に完成度の高いものです。しかし、議会で過半数の賛成が得られない限り次の段階へは進めません。町長が基本構想に自信を持ち、本気で基本計画の策定等へと進めたいならば、町民の皆様や議会との合意形成の手法を見直すべきだと思います。その上で、今の任期中に関連予算を再上程する、または来年４月の選挙に出馬して公約にしてはいかがでしょうか。これらの可能性についてお答えください。

議長（今井英昭君）　両角町長。

町長（両角正芳君）　お答えをさせていただきます。

また繰り返しになりますけれども、私としては、現時点においても中央公民館と周辺施設整備の基本構想に示された方向性を踏まえ、整備を進めることが最善策であると判断しておりますので、議員の皆様と議論を深め、その中で判断をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（今井英昭君）　村松浩喜議員。

１１番（村松浩喜君）　町長、申し訳ありません。私の質問に直接的にお答えいただきたいと思います。

再上程の可能性、または選挙公約にするという可能性について、あるのかないのか。もし今は答えられないということであれば、そういったお答えでも構いません。

議長（今井英昭君）　両角町長。

町長（両角正芳君）　私は、現時点の中で、私に課せられた責務は、次の基本計画のほうに向かっての町民の合意形成を進めるということが私に今課せられている責務であります。したがいまして、これ以上でもこれ以下でもございません。

議長（今井英昭君）　村松浩喜議員。

１１番（村松浩喜君）　はい、分かりました。具体的には、今後のことについてはお答えできる範囲は、ただいま答弁いただいたところまでということで理解をいたしました。

それでは、最後に申し添えます。現在、中央公民館等周辺施設整備事業が足踏みしている原因の一つには、これまでの町側の取組に時間がかかりすぎたこともあると思われます。

令和３年３月に、まちづくり創生会議公共施設部会からの提言がありました。その２年後、令和５年２月に、役場職員によるプロジェクトチームからの報告がありました。そこからさらに２年後の令和７年２月、この事業の進捗に不安を抱いた議員有志、私を含め６名が、中央公民館及び周辺施設の整備についての要請を町長に提出しました。そこからやっと取組が加速し、１年後の令和８年３月に基本構想が完成したのです。

具体的な検討期間が短く、十分な合意形成には至らなかった可能性があります。令和３年から７年にかけて、４年間という時間の割には取組の密度が薄かったと言わざるを得ないのではないでしょうか。

ただいま申し上げたような取組の遅さは反省していただきたいところですが、時計の針は元へは戻せません。両角町長が残された任期中にできることは、中央公民館等周辺施設整備を一歩でも前へ進めることです。これからの町長の実行力に期待いたします。

これで私の一般質問を終わります。

議長（今井英昭君）　これで、11番、村松浩喜議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

（午前11時35分　散会）